

# 水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例

## (目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び中小企業者その他の関係者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会その他の中小企業者に対して支援を行う団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の市内で金融業を行う事業者及び茨城県信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び大学並びに同法第124条に規定する専修学校であって、市内に所在するものをいう。

## (基本理念)

第3条 中小企業者の振興は、次に掲げる基本理念に沿って推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。
- (2) 中小企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られる環境を整備していくこと。
- (3) 中小企業者並びに市、国、茨城県、大企業者、中小企業関係団体、金融機関等、教育機関及び市民が連携し、一体となって行っていくこと。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の振興に関する施策を総合

的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保を図るものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、社会経済情勢の変化に適応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的に経営の革新、経営基盤の強化等に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、人材の確保及び育成を図るとともに、従業員の福利厚生の充実及び仕事と生活の調和を図ることができるとともに、労働環境の整備に努めるものとする。

- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に連携するよう努めるものとする。

- 4 中小企業者は、持続可能な社会の実現に向けて、自らの事業活動を通じて地球環境の保全等に取り組むよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、中小企業者が本市の経済や地域社会において果たす役割の重要性を認識し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者と連携するとともに、中小企業者との取引の適正化に努めるものとする。

- 2 大企業者は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、中小企業者が行う経営の革新、経営基盤の強化等のための取組及び中小企業者の創業を積極的に支援するよう努めるものとする。

- 2 中小企業関係団体は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、中小企業者に対し、適切かつ円滑な資金の供給、的確な経営相談の実施、有用な情報の提供等を行うことにより、中小企業者の経営の安定及び改善に関する協力並びに新たな産業の創出及び発展の支援に努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、中小企業者と連携して行う社会科見学、職場体験活動等を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力等を育てる教育を推進するよう努めるものとする。

2 教育機関は、教育活動を通じて、中小企業者が行う新技術及び新商品の開発等に対する取組に協力するよう努めるものとする。

3 教育機関は、市が実施する中小企業者の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、中小企業者の振興が本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業者が生産し、製造し、及び加工する製品並びに提供するサービスの利用等により中小企業者の事業の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業者の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1) 中小企業者の経営の革新、経営基盤の強化等を支援すること。

(2) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。

(3) 中小企業者の創業及び円滑な事業承継を支援すること。

(4) 中小企業者の円滑な資金調達を支援すること。

(5) 中小企業者における地場産品の普及を促進するための活動を支援すること。

(6) 中小企業者において、多様な人材が働きやすい労働環境の整備の促進を図ること。

(7) 中小企業者における本市の特色ある地域資源を活用した事業活動を支援すること。

(8) 中小企業者の事業活動を通じた地球環境の保全への取組を支援すること。

(9) 中小企業者の振興に資する企業誘致を推進すること。

(10) 災害時等において、中小企業者が速やかに事業を再開するための取組を支援すること。

(計画の策定)

第12条 市は、前条の規定による施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業者の振興に関する計画を策定するものとする。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、中小企業者の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(補則)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(水戸市小規模企業事業資金貸付条例及び水戸市中小企業振興条例の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市小規模企業事業資金貸付条例 (昭和 47 年水戸市条例第 13 号)

(2) 水戸市中小企業振興条例 (昭和 52 年水戸市条例第 12 号)

(水戸市小規模企業事業資金貸付条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現になされている前項の規定による廃止前の水戸市小規模企業事業資金貸付条例に基づく事業資金の貸付けについては、同条例第 4 条から第 8 条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(水戸市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現になされている融資で付則第 2 項の規定による廃止前の水戸市中小企業振興条例第 13 条に規定する融資あっせんに基づくものについては、同条例第 16 条から第 19 条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。